

## 第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

必須記載事項（法第61条第2項第1号2号3号）

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件など総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

根室市には、教育・保育を提供する施設として、市立常設保育所3カ所、私立保育園1カ所、市立へき地保育所2カ所、私立認定こども園が1カ所、私立幼稚園が2カ所のほか、子育て相談所などがあり、利用者の居住地区に関係なく希望や選択を行ない、施設を利用している状況となっています。

教育・保育提供区域については、施設などの利用に関し保護者の居住場所や送迎経路など、その事情に応じた柔軟な対応が求められることから、根室市全体をひとつの区域として設定します。

### 2 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

根室市における、各事業の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

#### (1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業

【量の見込み】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		234	228	220	213	203
2号認定		284	278	269	261	249
3号認定	(1・2歳)	99	96	92	88	85
	(0歳)	29	28	27	26	25
①量の見込み合計		646	630	608	588	562

## 【確保の内容】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
特定教育・ 保育施設	認定こども園	1号認定	115	115	115	115	115
		2号認定	63	63	63	63	63
		3号認定	(1・2歳)	15	15	15	15
	(0歳)		2	2	2	2	2
	幼稚園(1号認定)		120	120	120	120	120
	保育所	2号認定	213	213	213	213	213
		3号認定	(1・2歳)	95	95	95	95
(0歳)			22	22	22	22	22
制度移行しない幼稚園(私学助成)		-	-	-	-	-	
特定地域型保育事業	小規模 保育	3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-
			(0歳)	-	-	-	-
	家庭的 保育	3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-
			(0歳)	-	-	-	-
	居宅訪問 型保育	3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-
			(0歳)	-	-	-	-
	事業所内 保育	3号認定	(1・2歳)	-	-	-	-
(0歳)			-	-	-	-	
認可外 保育施設	2号認定	60	60	60	60	60	
	3号認定	(1・2歳)	14	14	14	14	14
		(0歳)	6	6	6	6	6
②確保の内容合計	1号認定	235	235	235	235	235	
	2号認定	336	336	336	336	336	
	3号認定	(1・2歳)	124	124	124	124	124
		(0歳)	30	30	30	30	30
	合 計	725	725	725	725	725	

## 【不足数(①-②)】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
不足数	1号認定	-1	-7	-15	-22	-32	
	2号認定	-52	-58	-67	-75	-87	
	3号認定	(1・2歳)	-25	-28	-32	-36	-39
		(0歳)	-1	-2	-3	-4	-5
	合 計	-79	-95	-117	-137	-163	

【確保方策】

<p>計画期間中の量の見込みは、各私立幼稚園の定員数、市内保育施設の受入定員及び認可外保育施設の受入定員で、確保が可能です。</p> <p>&lt;1号認定&gt;</p> <p>幼児期の教育を必要とする子ども（満3歳以上児の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から幼稚園入園者数を推計）</p> <p>&lt;2号認定&gt;</p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳以上児の保育所または認定こども園の保育機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から保育所入所者数を推計）</p> <p>&lt;3号認定&gt;</p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳未満児の保育所または認定こども園の保育機能の利用） （量の見込みは、0～2歳人口推計から、保育所入所者数を推計）</p>
--

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

(単位：力所)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保内容	2	2	2	2	2
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>保護者の相談や情報提供、保育所（園）の入所に関しては、子育て相談所と市こども子育て課の2カ所に対応しています。</p> <p>利用者支援事業としての実施予定はありませんが、今後、ニーズ把握に努め検討するものです。</p>				

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て相談所・つどいの広場）

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(月・延)	240	229	218	208	198
② 確保内容(月・延)	485	485	485	485	485
不足数(①－②)	-245	-256	-267	-277	-287
確保方策	<p>計画期間中の量の見込みは、地域子育て支援拠点事業（子育て相談所ぶんこ、つどいの広場クルクル）に対応（確保）が可能です。</p> <p>（量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）</p>				

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人・回)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	人 数	162	154	148	143	137
	健 診 回 数	2,268	2,156	2,072	2,002	1,918
② 確保内容	人 数	162	154	148	143	137
	健 診 回 数	2,268	2,156	2,072	2,002	1,918
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		162	154	148	143	137
② 確保内容		162	154	148	143	137
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		計画期間中の量の見込みに対し、対応(確保)が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 養育支援訪問事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		養育支援訪問事業の実施はありませんが、育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問し指導助言を行っているところであり、今後、ニーズの把握に努め事業化を検討する。				

■ 子育て短期支援事業

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数(① - ②)		0	0	0	0	0
確保方策		子育て短期支援事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保内容	0	0	0	0	0
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園の預かり保育）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	16,076	15,426	14,484	13,806	12,920
② 確保内容(年・延)	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
不足数（①－②）	-6,024	-6,674	-7,616	-8,294	-9,180
確保方策	計画期間中の量の見込みに対し、対応（確保）が可能です。 （量の見込みは、幼稚園・認定こども園の園児数推計から利用者数を推計）				

■ 一時預かり事業（保育施設の一時保育）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
② 確保内容(年・延)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	市立子育て相談所で実施している一時保育です。 計画期間中の量の見込みに対しては、対応（確保）が可能となっておりますが、利用者の利便性も考慮し、他の保育所（園）での実施等、内容の充実について検討をします。 （量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）				

■ 時間外保育事業（認可保育所の延長保育事業）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(日・実)	10	10	10	10	10
② 確保内容(日・実)	10	10	10	10	10
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	しらかば保育園で実施している延長保育です。 計画期間中の量の見込み（一日あたり最大受入人数）に対し、対応が可能となっております。 市立保育所についても、ニーズの把握に努め検討を進めます。 （量の見込みは、最大受入人数（10人／日）で推計）				

■ 病児保育事業

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(年・延)	0	0	0	0	0
② 確保内容(年・延)	0	0	0	0	0
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	病児保育事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込み	低学年(日・実)	211	220	228	208	193
	高学年(日・実)	77	79	77	90	88
② 確保内容	340	340	340	340	340	
不足数(①－②)	-52	-41	-35	-42	-59	
確保方策	<p>放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)は、小学校低学年の児童を対象(1～3年生)としていましたが、平成27年度から高学年までに対象範囲が拡大(1～6年生)されています。</p> <p>計画期間中の量の見込みは、留守家庭児童会及び登録児童会の受入定員で確保が可能です。</p> <p>今後も登録児童数の動向やニーズの把握に努め、必要に応じ対応を検討してまいります。</p> <p>(量の見込みは、小学校の児童数推計及び学年進行率から推計)</p>					